

「声かけふれあい収集」のご案内

「声かけふれあい収集」とは、クリーンステーション（ごみ集積場）まで、ご自分でごみや資源物を運び出すことが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に、週に1回、市職員が戸別に声をかけて安否の確認をしながら、ごみや資源物の収集を行う制度です。

お申し込みからサービス開始までの流れ

① 申請書と必要書類を、窓口もしくは郵便にて、環境センターに、ご提出ください。

- ・申請は、ご本人以外の方（親族、ケアマネジャー等介護に携わる方）でもできます。ただし、事前にご本人の承諾が必要です。
- ・申請書は市ホームページからダウンロードできます。また、環境センターおよびごみ減量対策課（鎌倉市役所本庁 27 番窓口）で申請書を配布しています。
- ・申請書はごみ減量対策課でも、受付けています。



【市ホームページをご確認ください】

② 市職員がお宅に伺い、現在の状況などをお聞きします。

調査では、ケアマネジャー、相談支援専門員等の介護等に携わられている方の立会いをお願いしています。

③ 審査の後、サービス開始となります。

対象世帯と必要書類及びご留意点について

高齢者・障害者のみで構成されており、ごみの排出が困難な世帯が対象となります（下記参照）。申請に際しては、状況に応じて、申請書の他に下記の書類の添付が必要となります。

対象世帯	必要書類
① [第3条第1号該当] 介護保険の居宅サービスを日常的に利用している高齢者のみで構成されている世帯	居宅サービスのプランの写し ・居宅サービス計画書(1)、(2) ・サービス利用票 ・週間サービス計画表
② [第3条第2号該当] 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている障害者のみで構成されている世帯	身体障害者手帳の写し
③ [第3条第3号該当] 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けており、居宅介護を日常的に利用している障害者のみで構成されている世帯	1 サービス等利用計画の写し 2 精神障害者保健福祉手帳の写し
④ [第3条第4号該当] 第3条第1号から第3号に規定する高齢者及び障害者で構成されている世帯	1 居宅サービスのプランの写し ・居宅サービス計画書(1)、(2) ・サービス利用票 ・週間サービス計画表 2 身体障害者手帳の写し 3 サービス等利用計画の写し 4 精神障害者保健福祉手帳の写し
⑤ [第3条第5号該当] *申請の際、必ず事前にご相談ください* 第3条第1号から第4号にまでに規定する世帯と同等の状態にあると市長が認めた世帯	・医師の診断書 又は ・関連各課、福祉関係機関若しくは民生児童委員等が提出する申立書 ・その他市長が必要と認める書類

- 申請内容が客観的に確認できない場合には、別途書類の提出や事実確認をする場合があります。
- 対象世帯の市外転居、家族同居や施設入所等の場合、中止届書を提出していただく必要があります。
- 収集の必要性が客観的に確認できない場合、自動的に収集を中止させていただくことがあります。

お問い合わせ先：環境センター （鎌倉市今泉 4-1-1 ☎ 0467-44-5344）